

平成29年7月18日

保護者 様

埼玉県立越生高等学校長 松本 英夫

夏季休業中の「生活心得」について

酷暑のみぎり、保護者の皆様にはご清祥のことと存じます。また、日頃、本校教育活動に格別のご理解・ご協力をいただき、お礼申し上げます。

さて、7月21日から8月31日までの、夏季休業中の生活について、下記のとおり指導しておりますので、ご家庭でのご指導をよろしくお願いいたします。

記

1 基本的な生活について

- (1) 1学期の反省をふまえ、規則正しい生活と責任ある行動をとる。
- (2) 疾病は休業中に治療し、食生活や日常の健康管理にも努める。
- (3) 外出は、目的・行先・帰宅予定時刻・連絡方法等をあらかじめ保護者に必ず告げる。
- (4) 登下校は、必ず制服を着用する。

2 学習について

1学期の成績をふまえ、不振科目には最優先で取り組み、全ての科目の学力向上に努める。また、家庭学習（課題学習も含めて）は、計画的に行う。

3 非行・事故防止について

- (1) 徒歩・自転車ともに交通ルールを守り、事故防止に十分努める。
- (2) バイクは、「免許を取らない」・「乗らない」・「買わない」・「同乗しない」を厳守する。
- (3) 普通車等免許取得のための自動車教習所は、3年生の11月1日以降に入所を許可するので、無断で教習所への入所や通学、自動車運転は絶対しない。
- (4) 生徒心得を守り覚醒剤やシンナー等の薬物乱用、飲酒・喫煙等は、絶対しない。
- (5) 万引きや電車・バスの不正乗車、夜間外出・深夜徘徊・無断外泊を絶対しない。
- (6) ラインやSNS等を利用し、相手を誹謗・中傷する行為や写真を掲載しない。
- (7) 異性との交際は、互いに節度を持ち、自己の行動に責任を持つ。また、軽率な行為に走ることをしないようにする。

4 アルバイトについて

アルバイトをする場合は、保護者の承認を得て、「アルバイト許可願」を提出すること。無許可では絶対しない。

5 旅行について

旅行・海水浴等は、行先・同行責任者・費用、日程等の計画全体について保護者とよく相談し、承認を得たうえで、「旅行願」を担任に提出する。

6 その他

休業中に事故にあった場合、速やかに担任へ連絡をする。

担当 生徒指導部 平山
電話 049-292-3651